

設立総会以降の活動について

設立総会時の議事としてご説明した「今後のスケジュール（案）」について、設立総会以降の活動内容の結果は以下のとおりです。

●第1回幹事会（5月16日開催）

1. 管内市町村の用地取得体制の確認

⇒中国5県全107市町村における用地取得体制を確認した。

2. 所有者不明土地法の施行状況の共有

⇒①所有者不明土地法に関する説明会を開催することとした。

・広島市（広島県立美術館） 5月28日（火）

・松江市（島根県市町村振興センター）5月29日（水）

②相談窓口を設置することについて決定した。

3. 長期相続登記等未了土地解消作業の実施に向けての情報共有

⇒法務局より、所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の促進方策について情報提供した。

4. 講習会、講演会の実施要領及びテーマ案の検討

⇒講習会については、年1回各県毎に開催することとし、テーマは地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたものとする事とした。

講演会については、年1回広島で開催することとし、今年度は所有者不明土地問題を考えるテーマを選定することとした。

5. ワーキンググループの設置

⇒各県毎にワーキンググループを設置し、運営に関し必要な事項を定めた。

6. 年間活動計画案の検討

⇒年間の協議会スケジュール（案）について、別添のとおりとした。

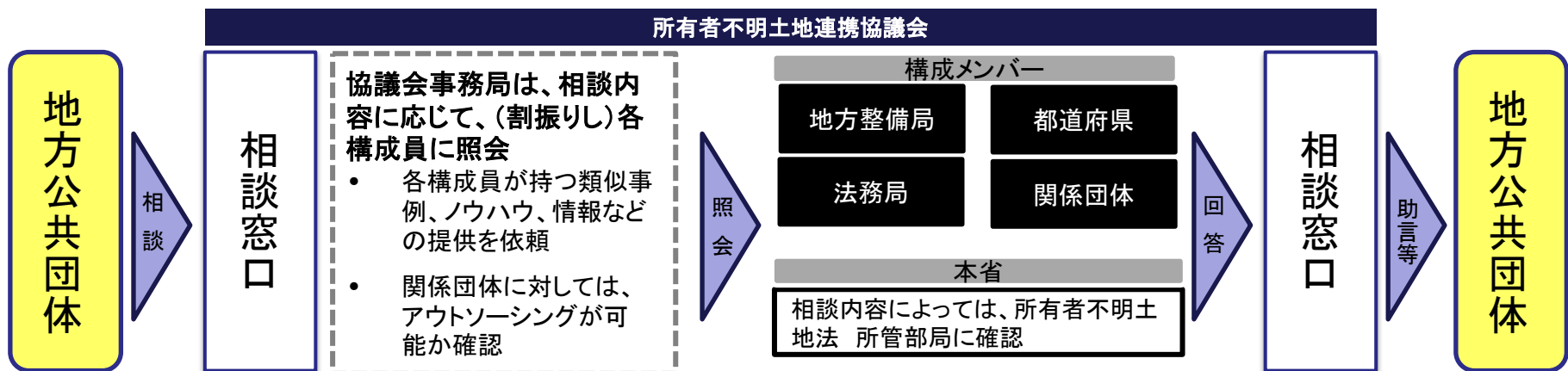
相談窓口の設置

- 国、地方公共団体、関係団体が連携し、所有者不明土地法の施行事務及び地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため、中国地区所有者不明土地等連携協議会に**相談窓口を設置**します。
- 相談窓口の一元化(ワンストップ体制)により、地方公共団体が抱える疑問・課題等のスムーズな解決を図ります。

相談体制

- 中国地区所有者不明土地等連携協議会事務局である中国地方整備局用地部用地企画課が窓口を担当します。
- 地域福利増進事業、収用手続の合理化など所有者不明土地法に新たに設けられた制度等に関するもの及び事業用地等の土地所有者等の探索など用地業務に関する相談を受け付けます。
- 事務局は、構成員からの回答結果をとりまとめ、相談のあった地方公共団体に対し、助言及び担当部局等の紹介等を行います。
※関係団体への照会は、相談した市町村の意見を聞いた上で行います。

イメージ



相談窓口

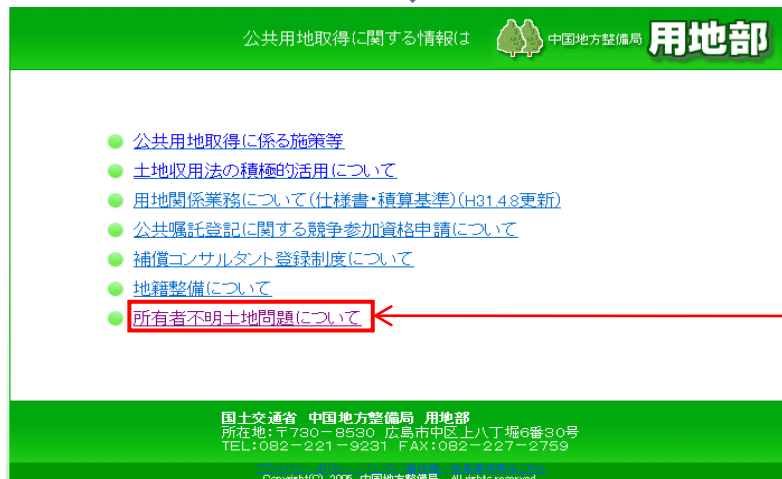
中国地区所有者不明土地等連携協議会 事務局

国土交通省中国地方整備局 用地部用地企画課 支援係 TEL:082-511-6447 FAX:082-227-2759

中国地区所有者不明土地等連携協議会の相談窓口を設置したことを、ホームページにおいて周知
中国地方整備局ホームページから「用地部」→「所有者不明土地問題について」



整備局トップページ上部「用地部」をクリック



用地部ホームページ内「所有者不明土地問題について」をクリック



中国地区所有者不明土地等連携協議会ホームページ内「協議会相談窓口」をクリック

中国地区所有者不明土地等連携協議会 組織図

中国地区所有者不明土地等連携協議会

平成31年2月12日 設立

中国地区所有者不明土地等連携協議会 幹事会

令和元年3月11日 指名

鳥取県ワーキンググループ

鳥根県ワーキンググループ

岡山県ワーキンググループ

広島県ワーキンググループ

山口県ワーキンググループ

○鳥取県土木整備部県土総務課用地室
国土交通省中国地方整備局(用地部門・建政部門)
法務省広島法務局(鳥取地方方法務局)

○鳥根県土木部用地対策課
国土交通省中国地方整備局(用地部門・建政部門)
法務省広島法務局(松江地方方法務局)

○岡山県土木部
岡山市都市整備局道路部道路計画課
国土交通省中国地方整備局(用地部門・建政部門)
法務省広島法務局(岡山地方方法務局)

○広島県土木建築局用地課
広島市都市整備局都市整備調整課
広島市道路交通局用地部用地監理課
国土交通省中国地方整備局(用地部門・建政部門)
法務省広島法務局

○山口県土木建築局監理課
国土交通省中国地方整備局(用地部門・建政部門)
法務省広島法務局(山口地方方法務局)

ワーキンググループ運営要領 (令和元年5月16日 施行)

活動内容

- 一 特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握
- 二 所有者不明土地法関連情報の提供
- 三 用地業務における支援ニーズの把握
- 四 規約第4条に規定する構成員等による講習会・講演会の実施

所有者不明土地等連携協議会スケジュール(イメージ)

中国地区所有者不明土地等連携協議会 開催スケジュール(イメージ)

	平成30年度	令和元年度				令和2年度		
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
協議会運営	設立総会 (2/12) 【協議会設立】	幹事会(1回) (5/16) 【年間活動内容の確認、各種連絡事項】	第1回総会 (7/31) 【令和元年度活動内容の決定】	各県WG 【市町村支援ニーズ(用地業務上のあい路、講習会要望等)の把握、各種連絡事項】	幹事会(2回) 【市町村への支援方策の調整等】	幹事会(3回) 【市町村への支援方策の結果整理】	幹事会(1回) 第2回総会 【令和元年度活動報告 令和2年度活動内容の決定】 【前年度の活動内容の総括・本年度の活動内容の策定】	各県WG 【市町村支援ニーズ(相続未了事業、用地業務、講習会要望等)の把握、各種連絡事項】
						講習会(各県開催) 講演会(広島)		
市町村支援								相談窓口(市町村からの問合せへの対応)

